

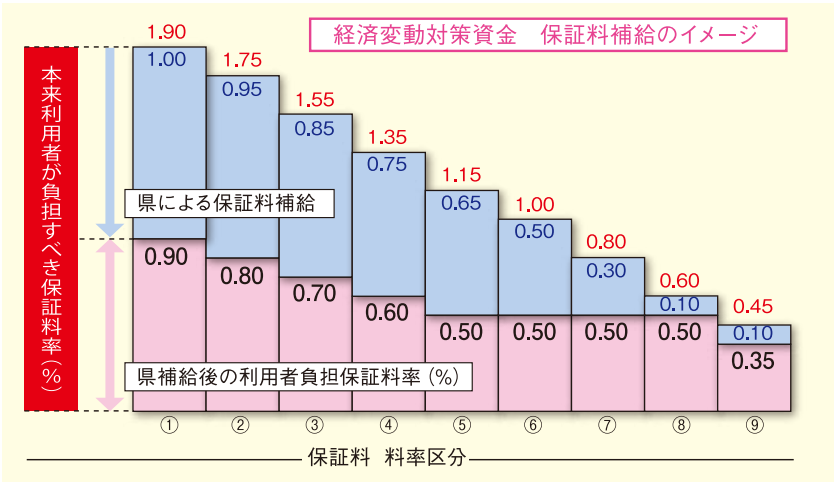
県による信用保証料の利用者負担軽減措置

県は、信用保証料の一部を県信用保証協会に対して補給することで、県内中小企業者等の利用者負担の軽減を図っています。

※4～8頁の一覧に県が補給する率を記載しています。

県信用保証協会は中小企業者等の決算内容情報について、中小企業信用リスク情報データベース（CRD）評価によって、料率区分を①から⑨の間で決定し、定性要因を加味して、信用保証料率を決定します。
この信用保証料率から、県が補給する率を差し引いたものが最終的に利用者の方が負担する保証料率となります。

※県が補給する率は資金ごとに異なります。



岐阜県信用保証協会による保証制度のご案内

●セーフティネット保証及び危機関連保証 …… 通常の保証限度額とは別枠で保証を行います

経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障を生じている中小企業者等への資金供給の円滑化を図るため、県信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度です。

利用にあたっては、市町村長の認定を受ける必要があります。（セーフティネット保証と危機関連保証を併用する場合、それぞれに対して別枠保証限度額が付与されます。）

一般保証よりも低い保証料率で利用出来る場合があります。

一般保証限度額	
普通保証	2億円以内
無担保保証	8,000万円以内
無担保無保証人保証	2,000万円以内



別枠保証限度額	
普通保証	2億円以内
無担保保証	8,000万円以内
無担保無保証人保証	2,000万円以内

○セーフティネット保証

対象となる中小企業者等	1号：大型倒産発生により影響を受ける方
	2号：取引先企業のリストラ等により影響を受ける方
	3号：突発的災害（事故等）により影響を受ける方
	4号：突発的災害（自然災害等）により影響を受ける方
	5号：全国的に業況の悪化している業種に属する方
	6号：取引金融機関の破綻により資金繰りが悪化している方
	7号：金融機関の相当程度の経営合理化に伴って借入れが減少している方
	8号：(株)整理回収機構等に貸付債権が譲渡された中小企業者等のうち、事業再生の可能性があると判断される方

○危機関連保証

【対象となる中小企業者等】 大規模な経済危機、災害等により、経営の安定に支障が生じている方

セーフティネット保証及び危機関連保証の認定については、企業の本店所在地（個人の場合は主たる事業所所在地）を管轄する市町村で行っておりますので、各市町村商工担当窓口にお問い合わせください。



岐阜県信用保証協会

<https://www.cgc-gifu.or.jp>

	所在地	電話番号	担当地域
総合相談窓口	〒500-8503 岐阜市藪田南5-14-53 (OKBふれあい会館(岐阜県県民ふれあい会館)内)	0120-015-047	県下全域
本店		058-276-6924	下記以外の市町村
多治見支店	〒507-8691 多治見市明治町2-4 (多治見陶磁器卸商業協同組合ビル内)	0572-22-3100	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市、可児郡
高山支店	〒506-0025 高山市天満町4-70(A・LUX2ビル内)	0577-33-5014	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡